都道府県知事等への届出が 必要になります!

〇届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上 改正 1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター事業)を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月(※1)以降は1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合に、届出が必要となります。(ただし、臨時に設置される場合等は除きます。)

※1 都道府県知事等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

〇届出先

- ・個人のベビーシッター
 - →お住まいの都道府県等(※2)
- ベビーシッター事業者
 - →事業所が所在する都道府県等(※2)
- ※2 指定都市・中核市の場合は、指定都市・中核市に、大東市、門真市、四條 畷市、交野市は大阪府に、その他の市町村はその市町村に届出してください。

なお、既に届出をしていても、子どもの預かりサービスのマッチングサイトを活用して事業を実施している方は、平成28年4月(※1)以降、利用しているマッチングサイトのURLを届け出る必要があります。



併せて

定期的に研修を受けましょう!

認可外保育施設指導監督基準に、認可外保育施設及び認可外の訪問型保育事業者は、「保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること」とされております。保護者が安心して子どもを預けられるように<u>積極的に研修を受講し、保育従事者の質</u>の向上に努めることが必要です。

認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が5 人以下の認可外保育施設は、研修の受講状況も届出事項です。

※研修の受講については、届出先の都道府県等に御相談ください。(研修の例:居宅訪問型保育研修、子育て支援員研修、認可外保育施設職員研修等)

